

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	適格性の喪失等による漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取 消し			根拠条項	第23条第2項		
処 分 基 準	<p>知事は、漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県資源管理方針で漁獲割当割合設定者の資格を定めている場合は、その資格を満たさない者 ・その申請に係る漁業を営むに足りる経理的基礎を有しない者 						
	対応 区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次